税目			課税標準額等	税率
道府県税	普通税	道府県民税	(ハ) 退職所得に対しては、他の所得と区分した退職所得の金額	(ハ) 分離課税に係る退職所得の金額　100分の４
			３　配当割 一定の上場株式等の配当等（特定配当等）の金額 （平成26年度課税標準見込額26,878億円）	３　配当割 一定税率　100分の５
			４　株式等譲渡所得割 源泉徴収口座における上場株式等の譲渡の対価等に係る所得の金額（特定株式等譲渡所得金額） （平成26年度課税標準見込額4,600億円）	４　株式等譲渡所得割 一定税率　100分の５
			法　人 １　均等割 （平成26年度納税義務者見込数2,971千人）	法　人 １　均等割 標準税率 (イ) 資本金等の額が１千万円以下である法人　年額20,000円 (ロ) 資本金等の額が１千万円を超え1億円以下である法人　年額50,000円 (ハ) 資本金等の額が１億円を超え10億円以下である法人　年額130,000円 (ニ) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人　年額540,000円 (ホ) 資本金等の額が50億円を超える法人　年額800,000円
			２　法人税割 法人税額又は個別帰属法人税額	２　法人税割 標準税率　100分の５ 制限税率　100分の６ 〔※　平成26年10月１日以後に開始する事業年度からは下記税率を適用 標準税率　100分の3.2 制限税率　100分の4.2〕
			利子等に係る分離課税分（利子割） （平成26年度課税標準見込額24,260億円）	一定税率　100分の５
		事業税	法　人 １　２に掲げる事業以外の事業 (1) 資本金１億円超の普通法人 付加価値額（各事業年度の報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額（収益配分額）と各事業年度の単年度損益との合計額）、資本金等の額（各事業年度終了の日における資本金等の額又は連結個別資本金等の額）並びに所得	法　人 標準税率 １　２に掲げる法人以外の法人 (1) 資本金１億円超の普通法人 付加価値割　100分の0.48 資本割　100分の0.2 所得割 年400万円以下　100分の1.5 年400万円超800万円以下　100分の2.2 年800万円超　100分の2.9 ３以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金1,000万円以上の法人の所得　100分の2.9
			(2) 資本金１億円以下の普通法人、公益法人等及び特別法人等 所得	(2) 資本金１億円以下の普通法人、公益法人等及び特別法人等 ①　特別法人 所得割 年400万円以下　100分の2.7 年400万円超　100分の3.6 〔大規模な協同組合等については、年10億円超　100分の4.3〕 ３以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金1,000万円以上の法人の所得　100分の3.6 〔大規模な協同組合等については、年10億円超　100分の4.3〕

税目			課税標準額等	税率
道府県税	普通税	事業税		②　その他の法人 所得割 年400万円以下　100分の2.7 年400万円超800万円以下　100分の4.0 年800万円超　100分の5.3 ３以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金1,000万円以上の法人の所得　100分の5.3 〔※　平成26年10月１日以後に開始する事業年度からは下記税率を適用 １　２に掲げる法人以外の法人 (1) 資本金１億円超の普通法人 付加価値割　100分の0.48 資本割　100分の0.2 所得割 年400万円以下　100分の2.2 年400万円超800万円以下　100分の3.2 年800万円超　100分の4.3 ３以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金1,000万円以上の法人の所得　100分の4.3 (2) 資本金１億円以下の普通法人、公益法人等及び特別法人等 ①　特別法人 所得割 年400万円以下　100分の3.4 年400万円超　100分の4.6 〔大規模な協同組合等については、年10億円超　100分の5.5〕 ３以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金1,000万円以上の法人の所得　100分の4.6 〔大規模な協同組合等については、年10億円超　100分の5.5〕 ②　その他の法人 所得割 年400万円以下　100分の3.4 年400万円超800万円以下　100分の5.1 年800万円超　100分の6.7 ３以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金1,000万円以上の法人の所得　100分の6.7〕
			２　電気供給業、ガス供給業及び保険業 収入金額	２　電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人 収入割　100分の0.7 〔※　平成26年10月１日以後に開始する事業年度からは下記税率を適用 収入割　100分の0.9〕 制限税率　標準税率の1.2倍